

別 紙

貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書

受贈者の氏名		猶予整理簿
		※

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務省令第 37 号）附則第 14 条第 15 項及び第 17 項の規定により貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細は、次のとおりです。

番号	農地等の所在地番	地目	面積

※欄は記入しないでください。

## 記載方法等

この明細書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたので租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 12 項及び第 14 項の規定により税務署長にその旨を届け出る場合に、当該貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細を「特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書」に必ず添付して税務署長に届け出る場合に使用してください。

- 1 「番号」欄は、1 筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
- 2 「農地等の所在地番」、「地目」及び「面積」欄は、農用地利用集積計画書に基づき記載してください。